

初任者研修とは

公立学校の初任者には、国の施策として1年間の初任者研修が義務づけられています。まずは県の研修会で年間15日の出張研修、そして校内の研修で毎週7時間の研修。

講師陣には、県の指導主事や、県内でも優秀ないわゆるマイスターと呼ばれる人たちが担当します。校内研修においては、校長先生はじめ全教員が学校体制で支援します。

このような充実した研修が1年間続くというのは、初任者に与えられた特権です。他の教師にとってはうらやましい限りです。ぜひ実りの多い研修にしてください。

1 目的

教育公務員特例法第23条の規定に基づき、現職研修の一環として1年間の研修を実施し、実践的指導力と使命感を養うと共に、幅広い知見を得させることを目的とする。

2 校外研修 … 年間15日の出張（課業中12日、夏季休業中3日）

小学校は水曜日、中学校は火曜日に実施。

会場は県総合教育センター他、各教育事務所。

共通研修	教員等として、校種に関係なく必要な知識等を学ぶ	5日
<u>校種別</u> 共通研修 *	教員等として、校種に応じた必要な知識等を学ぶ	8日
選択研修	校種ごと、研修生のニーズに応じて柔軟に必要な知識等を学ぶ（教科や教科外領域から初任者が選択）	2日

* 校種別とは、小・中・高及び特別支援学校等の学校種別のことである。

つまり小学校の初任者は、小学校の初任者同士で研修を受けるということです。

 出張は、一日学校を空けるので、子ども達が不利にならぬよう、代替りの教師が授業を担当します。

3 校内研修 … 校内で行う週 7 時間（年間では 210 時間）の研修

(1) 授業研修(A研修) … 週 6 時間（下記の①と②の合計時間）
年間では 180 時間の研修

① 授業実践研修(A-1研修) … 週 3～5 時間の研修。

初任者が、初任者指導教員(A)に授業を見てもらう研修。

② 授業に関する研修(A-2研修) … 週 1～3 時間の研修。

初任者が、自分が行った授業について、初任者指導教員(A)より指導・助言を受ける研修。

(2) 年間指導計画に基づく研修(B研修) … 週 1 時間(年間では 30 時間)の研修。

初任者が、校内指導教員(B)から、年間指導計画に位置づけられた教育活動全般について、指導・助言を受ける研修。

- 🟢 空き時間や放課後に研修が実施されるので、実質自分の空き時間はありません。教材研究や他の仕事は、子ども達が帰った後や土日に行うしかありません。

4 まとめ

校外研修（年間 15 日）	校内研修（週 7 時間、年間では 210 時間）
・ 小学校は水曜日、中学校は火曜日 ・ 共通研修（年間 5 日） ・ 校種別共通研修（年間 8 日） ・ 選択研修（年間 2 日）	(1) 授業研修(A) 週 6 時間 ・ 授業実践研修(A-1) 週 3～5 時間 ・ 授業に関する研修(A-2) 週 1～3 時間 (2) 年間指導計画に基づく研修(B) 週 1 時間

* 初任研関連の資料は、次の順でネット上からダウンロードできる。

千葉県総合教育センター → 教職員等の研修 → 研修事業一覧No1黄色（悉皆）
→ 1111小学校初任者研修／1121中学校初任者研修 → 研修の手引.pdf

- 🟢 この研修制度は、平成 10 年度から始まりました。それ以前の初任者は、4 月から一人現場で、先輩教師や周りを見ながら手探りの状態で学んできました。誰も教えてくれません。だから見よう見まねで盗むしかないのです。失敗を繰り返しながらタフに生き残ってきた、それがかつての教師です。